危険木の伐採等にかかる費用を補助します

【概要】

住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し、適正な森林環境を維持するとともに、市民の自主的な森林環境の維持保全の促進を図るため、危険木の伐採等に要する費用を補助します。

【危険木とは】

危険木とは、森林法第５条に定める地域森林計画の区域内に存在する民有林内にある立木で、胸高直径が 20 センチメートル以上かつ樹高が ５ メートル以上程度の立木であり、次のいずれかに該当するものを指します。

（１）道路、民家、河川および鉄道に隣接し、倒木等により被害を与えるおそれのあるもの
（２）枯死木、枯損木、傾斜木等で倒木等により被害を与えるおそれのあるもの

【補助金の対象者】

次のいずれかに該当する方を対象とします。

（１）危険木を所有または管理する方
（２）危険木の倒木等により住宅に直接的な被害を受けるおそれのある方
※補助対象者と危険木の所有者が異なる場合は、危険木伐採等について所有者の承諾が必要です。

【補助対象経費と補助金の額】

補助対象経費は危険木の伐採等に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）とします。補助金の額は補助対象経費の３分の１の額とし、上限は３０万円（1,000 円未満の端数は切り捨て）です。

なお、補助金の申請は１人（その生計同一者を含む）につき１年度内で１回を限度とします。

【補助の流れ】

（１）伐採事業者への相談し、見積書を取得
（２）市へ「白河市危険木伐採補助金交付申請書」を提出
　＜添付書類＞
　　① 経費の内訳がわかる見積書の写し
　　② 位置図
　　③ 伐採等を行う前の写真
　　④ 危険木の伐採等に関する承諾書
　　　（補助対象者と危険木所有者が異なる場合）
（３）市より交付決定通知
（４）伐採請負契約の締結、伐採等の実施
（５）伐採等の完了後、市へ「白河市危険木伐採等実績報告書」を提出
　＜添付書類＞
　　① 経費内訳が分かる請求書の写し
　　② 領収書の写し
　　③ 伐採等を行った後の写真
（６）市にて内容確認後、交付請求書により補助金交付

この補助制度の要綱及び申請様式は、右の２次元バーコードから
ご確認いただけます。（白河市ホームページ）

＜問い合わせ・申し込み先＞

白河市役所　農林整備課　　TEL：0248−28−5528